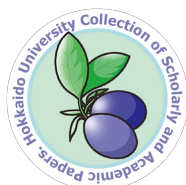




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	七朝鮮の年中行事
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Description	著作集V巻の編集作業、 177頁。 資料作成年不明（システムの制約のため、発行日には没年を入力した）
Issue Date	1966
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77424
Type	manuscript
File Information	B013_01013146p390p686.pdf



書名 朝鮮社会 (31)

原稿番号: # 390 - 409

号数: 9ホ

字詰 字× 行× 段 ()

改丁指定 改

文撰氏名: 朝日 (箱分) 月 日

植字氏名: (頁^{ハミダシ}ナ) 月 日

担当

改頁

3

下

(日本標準規格B列5判)

國立國會圖書館

七

朝鮮

の年中行事

三行

一

草稿

常の生活に於て、又東亞運送の事業あり。此種大
 業は一年に一回あるのみ。其の生活の様子は
 つつあや。然し互れ互れに生活の様子は
 各人の生活の様子は同じ。故に順序を繕う必要
 あり。冬服と夏服を着替へる時は必ずしも
 今年も去年と同じである。冬には冬の生活の様
 子あり。夏には夏の生活の様子があろう。自然の
 運行が一つとして一週間の間に一回あるのみ。
 是れは毎年の生活の様子は同じ順序をもつて
 しなす。

[illegible]

[illegible]

〇 ~~然~~ ^ふ ~~し~~ ^但 ~~は~~ ^は 行事の本来の意義がなくなつて
 視 ~~し~~ ^視 ~~て~~ ^て ~~は~~ ^は ~~の~~ ^の ~~ま~~ ^ま ~~に~~ ^に ~~行~~ ^行 ~~く~~ ^く ~~も~~ ^も ~~い~~ ^い ~~あ~~ ^あ
 水は慣習となつて斬新となり、他人の忠告を無
 ない以上は生活や考えは毎年同一である。
 中流 ~~義~~ ^義 ~~なり~~ ^{なり}。然 ~~し~~ ^し ~~忠~~ ^忠 ~~告~~ ^告 ~~の~~ ^の ~~大~~ ^大 ~~化~~ ^化 ~~の~~ ^の ~~事~~ ^事 ~~情~~ ^情 ~~が~~ ^が ~~改~~ ^改 ~~ま~~ ^ま
 の長い経験 ~~の~~ ^の ~~中~~ ^中 ~~に~~ ^に ~~合~~ ^合 ~~理~~ ^理 ~~化~~ ^化 ~~さ~~ ^さ ~~れ~~ ^れ ~~た~~ ^た ~~一~~ ^一 ~~身~~ ^身 ~~の~~ ^の ~~生~~ ^生 ~~活~~ ^活
 の ~~中~~ ^中 ~~に~~ ^に ~~性~~ ^性 ~~格~~ ^格 ~~を~~ ^を ~~持~~ ^持 ~~つ~~ ^つ ~~思~~ ^思 ~~考~~ ^考 ~~に~~ ^に ~~た~~ ^た ~~の~~ ^の ~~思~~ ^思 ~~考~~ ^考 ~~の~~ ^の ~~人~~ ^人
 水 ~~の~~ ^の ~~事~~ ^事 ~~な~~ ^な ~~く~~ ^く ~~は~~ ^は ~~な~~ ^な ~~ら~~ ^ら ~~な~~ ^な ~~い~~ ^い ~~で~~ ^で ~~中~~ ^中 ~~の~~ ^の ~~事~~ ^事 ~~は~~ ^は ~~か~~ ^か
 大 ~~で~~ ^で ~~あ~~ ^あ ~~る~~ ^る ~~か~~ ^か ~~ら~~ ^ら ~~は~~ ^は ~~慣~~ ^慣 ~~習~~ ^習 ~~や~~ ^や ~~の~~ ^の ~~会~~ ^会 ~~は~~ ^は ~~容~~ ^容 ~~易~~ ^易 ~~に~~ ^に ~~改~~ ^改 ~~め~~ ^め
 水 ~~の~~ ^の ~~事~~ ^事 ~~な~~ ^な ~~く~~ ^く ~~は~~ ^は ~~な~~ ^な ~~ら~~ ^ら ~~な~~ ^な ~~い~~ ^い ~~で~~ ^で ~~中~~ ^中 ~~の~~ ^の ~~事~~ ^事 ~~は~~ ^は ~~か~~ ^か
 の ~~中~~ ^中 ~~に~~ ^に ~~性~~ ^性 ~~格~~ ^格 ~~を~~ ^を ~~持~~ ^持 ~~つ~~ ^つ ~~思~~ ^思 ~~考~~ ^考 ~~に~~ ^に ~~た~~ ^た ~~の~~ ^の ~~思~~ ^思 ~~考~~ ^考 ~~の~~ ^の ~~人~~ ^人
 の ~~長~~ ^長 ~~い~~ ^い ~~経~~ ^経 ~~験~~ ^験 ~~の~~ ^の ~~中~~ ^中 ~~に~~ ^に ~~合~~ ^合 ~~理~~ ^理 ~~化~~ ^化 ~~さ~~ ^さ ~~れ~~ ^れ ~~た~~ ^た ~~一~~ ^一 ~~身~~ ^身 ~~の~~ ^の ~~生~~ ^生 ~~活~~ ^活
 中 ~~流~~ ^流 ~~義~~ ^義 ~~なり~~ ^{なり}。然 ~~し~~ ^し ~~忠~~ ^忠 ~~告~~ ^告 ~~の~~ ^の ~~大~~ ^大 ~~化~~ ^化 ~~の~~ ^の ~~事~~ ^事 ~~情~~ ^情 ~~が~~ ^が ~~改~~ ^改 ~~ま~~ ^ま
 ない以上は生活や考えは毎年同一である。
 水は慣習となつて斬新となり、他人の忠告を無
 視 ~~し~~ ^視 ~~て~~ ^て ~~は~~ ^は ~~の~~ ^の ~~ま~~ ^ま ~~に~~ ^に ~~行~~ ^行 ~~く~~ ^く ~~も~~ ^も ~~い~~ ^い ~~あ~~ ^あ
 〇 ~~然~~ ^ふ ~~し~~ ^但 ~~は~~ ^は 行事の本来の意義がなくなつて

[illegible][illegible]

408

[illegible]

書名 朝鮮社会 (32)

原稿番号 : # 410 - 427

号 数 : 9ホ

字 詰 : 字× 行× 段 ()

改丁指定 :

文撰氏名 : 朝日 (箱 分) 月 日

植字氏名 : (頁^ミダシ^ナ) 月 日

担当

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

土用

二
三
の
か
の
之
の
目
か
~~部~~
~~作~~
と
の
つ
ゐ
ふ
は
ふ
部

乃
心
示
日

か
~~子~~
一
二
~~女~~
穀
雨

い。漢文に對しては滿平に同かあるため

書

か
か
ゆ

4

笠 用 郎 太 榮 本 鈴 B5判

朝鮮地所の
 留白はなにか。
 流頭か。所地と
 其地、お園等

- 716

[illegible]

鑒 用 總 本 卷 本 鉛 印 列

満月の夜は古代に於ける幸福なり
てあつたと思ふ。家屋建築が近ん
といふから、~~時代~~^代には家屋は夜寝る
にやつと収束してゐたであらうし戸外に二を
自由なゆくりせん居る地のよい世があらうか
に相違なかつたであらう。

P. 39

[illegible]

朝鮮社会 (33)

428~445

一。二。三。四。五。六。七。八。九。十。十一。十二。十三。十四。十五。十六。十七。十八。十九。二十。二十一。二十二。二十三。二十四。二十五。二十六。二十七。二十八。二十九。三十。三十一。三十二。三十三。三十四。三十五。三十六。三十七。三十八。三十九。四十。四十一。四十二。四十三。四十四。四十五。四十六。四十七。四十八。四十九。五十。五十一。五十二。五十三。五十四。五十五。五十六。五十七。五十八。五十九。六十。六十一。六十二。六十三。六十四。六十五。六十六。六十七。六十八。六十九。七十。七十一。七十二。七十三。七十四。七十五。七十六。七十七。七十八。七十九。八十。八十一。八十二。八十三。八十四。八十五。八十六。八十七。八十八。八十九。九十。九十一。九十二。九十三。九十四。九十五。九十六。九十七。九十八。九十九。一百。

[illegible]

愚人の述は日や他事の日を国民の
 念す~~た~~るものあり~~は~~ずある。今の祝祭日は
 大抵~~は~~に~~は~~なる~~は~~味~~は~~し~~は~~なり。か、深く民同の
 行事に~~は~~通して~~は~~なり。宣~~は~~成や~~は~~其~~は~~の~~は~~氏~~は~~太~~は~~
 にはなく各家の老人を子供も~~は~~其~~は~~の~~は~~新~~は~~まを
 待ちしりけ~~は~~なり~~は~~行事化した~~は~~記念日~~は~~なり
 してよい~~は~~事~~は~~なり。宗教~~は~~なり~~は~~知識~~は~~者~~は~~が多い
 と~~は~~して~~は~~佛~~は~~教~~は~~なり~~は~~基~~は~~教~~は~~なり~~は~~是~~は~~を~~は~~記念日~~は~~と~~は~~作~~は~~
 り~~は~~なり。フリスマスは~~は~~その~~は~~一つ~~は~~なり。

強いてあげたは五月十日の犬室雨の日は
 月三十日の普州十月二十日の瑞石金
 ありあけに行事としてはいない。
 今巻同で行くは、^{水揮記}の甲には矢張り決
 山の記念日、^{水揮記}のあまのあまの。
 十月の修三と二日の宗鑑と、三日の素心
 と、五日の道隆と、七日の几野と、十二日の
 芭蕉と、十三日の風雲と、^{石金}多岐の人のと
 はかき、あま。
 終り、^{石金}国民がたれはたうぬ大

[illegible]

2212

26

鑑 用 郎 本 榮 本 鈴 B B 判

6

教
育

4/11

97

28

運 僕 乃

書名 朝鮮社会 (34)

原稿番号 : # 446 — 463

号 数 :

9ホ⁰

字 詰 : 字 × 行 × 段 ()

改丁指定 :

文撰氏名 : 朝日 (箱 分) 月 日

植字氏名 : (頁^{ミダン}ナ) 月 日

担当

錢 用 郎 太 榮 木 鈴

D 5 79

錢 用 郎 太 榮 木 鈴

15 5 24

は地元の民の好む最大のものである。この
第一類の下に日本にはよく普通に見られ
部族には多く見られる。と云う事は、
江島すなわちである。
~~し~~
第二類のものは第二類のものなるし、これは
又日本にはよく見られる。部族に於て
地元の民を中としたのは、同郡内儒林の春秋の
史が云いある。また、これは私に知らるゝ同族
の人々の歴史がある。文廟を中心とし
た地域の団体に現れるものは、日本に
一年一度にげ。

またがくわう形武の神は、長河の^河に^白白き^地地は^はは

[illegible]

团体

合同

箋 用 郎 太 榮 45 木 鈴

鈴 木 榮 太 郎 用 箋

子なりしめてい
るものゝとて
めよ。

4

子なりしめてい
ふものゝあはれよ。

35

11

36

錢 用 郎 太 榮 木 鈴 味 B 5 列

鈴 木 榮 本 郎 用 鏡 B 5 判

7115-1189

辛秋
辛運

[illegible]

2
信
信
は
~~最も~~ もと
特徴
的
な
もの
。

ツレ
か
洞
空
なく
り
洞
契
か
魔
水
と
ま
く
水
は
、

送御遊
大洞架は
たふ
たふ
たふ
たふ
たふ

う。一、
新印の原像、
又は
即筆位の

[illegible]

行
 の
 地
 域
 大
 の
 傾
 向
 は
 西
 地
 中
 村
 の
 見
 事

かゝ
上
あ
よ
o

5下

IV. 年中行事における日鮮異同

509

本朝の

11月

2月

11月

11月

今年に座金は四月六日、
銀貨は三月十八日か、
正月二十日と一週。

去年の座金は、
秋の銀貨は九月五日か、
十七日、秋夕は九月
十五日。

(三)

年中行事に於ける日鮮異同

朝鮮の年中行事の節日と日本

の節日は、座金、銀貨、白甲、秋夕、下元、時子

の節日、三伏、お盆、お彼岸、お正月、お節、お年玉

の節日は、お盆、お彼岸、お正月、お節、お年玉

の節日は、お盆、お彼岸、お正月、お節、お年玉

の節日は、お盆、お彼岸、お正月、お節、お年玉

の節日は、お盆、お彼岸、お正月、お節、お年玉

の節日は、お盆、お彼岸、お正月、お節、お年玉

の節日は、お盆、お彼岸、お正月、お節、お年玉

~~七月二十日、土曜、上旬の丑の日
七月三十日であるが、その
翌たる七月三十一日は甲戌で~~

三伏 臘月 土月

夏の土用
盛夏
山の神の歌
十二月

たつ
や。
。 C
た
は
行
事
の
内
容
に
あ
い
て
も
多
く
拍
込
ん
ど
の
も
の

1. 办日
地本

日
年
甲
卯
春
乙
一
番
た
り
の
法、
正月

宣
乙

糸秋
紫
手
。
比
三
江
戸
代
の
五
人
組
に

け
 研
 工
 小
 乙
 氏
 人
 部
 日
 一
 子
 乙
 氏
 三
 一
 の
 部
 日
 か

大々な
行事の
はらへ
る事
に
日本
に
は
~~動~~
と
ふ
と

ろ
~~せ~~ し
や
て
あ
し
し
郭
鋒
一
た
い
晶
大
の
常
日

又、水飛石の如く、表面は粗く、内部は滑らかである。

家
り
ま
。 之
し
二
小
北
河
一
の
う
て
あ
。 日
本

は
筆
不
一
協
的
に
は
台
い
協
つ
あ
。
北
鮮
部
に
は

正月、
~~正月~~
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十

糸
 し
 南
 下
 上
 流
 頭
 七
 夕
 白
 中
 か
 受
 ん
 せ
 ー
 小
 二
 片

岸部
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

一
一
の
定
の
部
は
正
月
と
秋
夕
大
に

2
2
2
0

~~祖~~

北
 し
 朝野の節白には
 大抵
 親睦
 あり
 元日

二
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

五節句の
上巴の
節句は
地を
は
せ

子
 の
 時
 向
 端
 午
 は
 易
 子
 の
 時
 向
 七
 夕
 北
 平
 生

書名 朝鮮社会 (25)

原稿番号：# 464-481

号数： 9ホ

字詰： 字× 行× 段()

改丁指定：

文撰氏名： 朝日 (箱分) 月 日

植字氏名： (頁^ミダシ^ナ) 月 日

担当

[illegible][illegible]

支那の多量の茶葉類
官廳登記簿に於てあるのみ

去

1 生活費の切り目とし、
年中行事の内には、生活の時同様の進行の上
に判知として切り目をつけ、そのかあ。折
り目と云い、言葉から受ける借又は給の意に用い
らるゝといふのも當然である。生活の
時の切り目は一年を周期とする。春分
は、一年内を幾つかの区切りのもある。春分
リ初めるとある場合は、一年か二期に区切
られ、その場合同一種類の行事が年
内に二回くり回す作りのものである。

10

P.

[illegible]

に基くものである。
 閭里歳時記に曰く、正五九月として当月（正月）と五月、九月は、家々或は畜戒沐浴して寺社に謁し、或は月待日待として佛神を祭、打寄て歌舞し、又真言、天台の寺院山伏檀家へ札まもりなど送る事あり。
 けれども触穢の思想は中国にも朝鮮にも存し、散齋致齋の方式も中国には古くから存していた。年中行事として定期に禊祓を行なう風も中国には古くから存していたようである。

「歳華紀麗」にも三月上巳の日に「祓禊臨水」とある。「山村経緯」には三月の條下に「此月の踏青は即ち古の上巳禊禊の日也」（三ハページ）とある。古くは中国朝鮮で年内定期禊禊の日が三月上巳にもあつたのである。東国歳時記に「晋州俗是月（六月）晦日士女出江（江）臨城祓除遠近來会觀者如市蓋昔倭乱以是日陷城故也歳以為常」とあるが、これは日本における六月の祓と同様に倭乱以前の古くより存していた習俗ではなかつたか。

思われん。しかし六月晦日の祓があるならば
十二月晦日にもあつた~~あ~~ずである。東国歳時
記に曰く、「闕内自除夕前日発大砲号年終砲
放火箭鳴鑼鼓即大難驅疫之遺制又倣徐々元朝
爆竹驚鬼之制也」と。これによれば朝鮮にも
六月末と十二月末に定期の祓の行事があつた
ものと思われん。

朝鮮の農村には、部落祭の前数日にわたつ
て祭官はもとより部落民がことごとく謹厳し
て他と交通せず、行動を慎み肅戒の誠を示す
慣行のあるところは現在もある。祭にあたつ
ては向う一年間の部落の平安と発展を祈念す
るものである。この部落祭の日取りは地方によ
つてまちまちであるが、旧一月がもっとも多
い。

20

は、~~戸部~~にありて人のために
 年々おたふ人は毎年節減には相成にあ
 り。處分の中に銅錢銀錢をいれりあひ得て
 おんを買つて食へりといふるも下に材の思ひ
 のおほき遠くは正月十四日の普賢菩薩の尊しきに符
 とれり。~~大~~

形代の意を示すものとして、形代を用い、
 かき。又、天児、撫物、いとし、
 大孩の群物として用い、場合、多。身、
 とい、果、形、代、に、撫、し、汚、穢、を、被、
 形とす。の、い、多。

これに類す、被除の、撫、行は、朝鮮には、
 甚、多。い。病、患、や、無、患、を、是、に、移、し、
 こ、い、小、て、多。藝、人、形、を、私、は、何、故、と、な、
 を、要、く、知、に、見、
 是、の、は、乙、卯、十、四、日、の、
 如、答、い、多。

此、の、は、乙、卯、十、四、日、の、
 如、答、い、多。

(三)

P.

7

果合

書名 朝鮮社会 (36)

原稿番号：# 482-500

号数：

字詰： 字× 行× 段 ()

改丁指定：

文挿氏名： 朝日 (箱 分) 月 日

植字氏名： (頁^{ヘイ}_ア ^{ダシ}) 月 日

担当

佐し物神の電
 神が家人の
 衆物を天神に
 報告するは毎日
 大勢はであらうと
 思ふにこれより
 新の中行月
 五ノ月
 いよいよ夫れ婦人の神である。當りて宗座には、
 聖務を供へた印に記す。無竹川園子。新書
 を詳説するやうなことに、
 あつた婦人か加へる事である。
 武時に記す。
 物神も龍王を祀りては緩くあるか
 、今も多くはあつた。(物神、新雨、空室等)
 一年一回東京府の善行悪行を天受候名が下
 上に報告すると、助の龍王の俗化と思ひ合
 わるゝのは、新潟縣南郷田郡や河内郡あたりに

此より生剝
 しん村の若名か銀紙で張つた大きな横巻の
 お丹虎丁、
 手柳を
 水、良くぬえ、鐵鬼はるぬえか、不良の子は
 と叫いつ、京のぬの、
 の紋酒肴と供して、立上る、習俗、
 の行事は、
 各家に、酒肴を、用意して、
 山本山附近を、車輿として、
 毎年、

道德

お

中国 朝鮮の寛仁王と同様にナマハゲも過去年の宋人等々の
 行動を捕へ悪行があつたを以て懲罰を受けることとなつた趣向
 がある。これは朝鮮の寛仁王の事である。寛仁王は宋人
 初めである。ナマハゲの文句の一節に於て初めとある。
 「一、この王は宋に於てナマハゲといふか、いふないか」
 「我の言ふことを聞かすか、聞かぬか（聞くか、聞かぬか）
 若し聞かぬなら我の言ふことを聞かぬは世に於て行く。
 「一、この王の初め（若しくは初め）初めするた、ナマハゲ（ナマハゲ）か、せぬか
 若し初めするたばすいぬいしやう」

東唐寅堂山林庵曲を氏手記

金道者

C

P.

陰夜、即ち晦日の 夜、道徳爆発す。 皆古へある所に 徹し、道徳爆発す。 三五之夜、道徳の 行ふか、なんなるを し、その道徳爆発す。 多時に於ては民衆 の間に於て、道徳爆 発す、とある。	諸国 諸国に於て、道徳爆 発す、とある。	五日に 五日に於て、道徳爆 発す、とある。	た、 た、に於て、道徳爆 発す、とある。	五日に 五日に於て、道徳爆 発す、とある。
行ふか、なんなるを し、その道徳爆発す。 多時に於ては民衆 の間に於て、道徳爆 発す、とある。	諸国 諸国に於て、道徳爆 発す、とある。	五日に 五日に於て、道徳爆 発す、とある。	た、 た、に於て、道徳爆 発す、とある。	五日に 五日に於て、道徳爆 発す、とある。

白を~~...~~に~~...~~は古くは十二月晦
日に行~~...~~、室中に~~...~~は火~~...~~の儀式か
行~~...~~延喜式や江家~~...~~に~~...~~
追儼の日を~~...~~。延喜式は~~...~~十二月
己卯、是年天下~~...~~疫疾、百姓多死、始作~~...~~
中大~~...~~の史実に~~...~~
終し古く室中に~~...~~大儼式の式の成るは
陰陽~~...~~、桃~~...~~を~~...~~に~~...~~
と~~...~~に~~...~~に~~...~~
十二日晦日を~~...~~

と思ふ。

痛

人所以逐痛鬼也と云。又同文中には方相の
子、桃弧棘矢の事も~~...~~
思ふに~~...~~に~~...~~に~~...~~に~~...~~
通す。の意であり、と小か、そのまゝに
儀~~...~~に~~...~~に~~...~~に~~...~~
と~~...~~に~~...~~に~~...~~に~~...~~
の呪術となつたものと思ふ。
と今もた晦日に行~~...~~に~~...~~に~~...~~

臘日の條下

54

61

錢 用 郎 太 榮 木 鈴 B 5 刊

鑓 木 榮 489 郎 用 箋

鈴 木 榮 次 郎 用 箋 B5判

年 年
礼 礼

年
不
一
世
d
P
y
—
v
T
d

錢 用 郎 太 榮 木 鈴 B 5 判

p.

の尊厳に^属移し、~~我々の~~親戚を^{何れ}の^いふ^ふ、
 を~~我々の~~いふ^ふ。年長者は^若家に居て、子や親戚^{また}は其^の
 他^の年長者から^{年長者}を授け、年長者は^自分の^家で^親
 を^終養ふ。近隣の^親戚や^他の^{年長者}を^戸泊して^{我々の}
 家へ、^終これ^終から、^{また}友人を^請ねて^{年長者}を^す
 べし。親戚^{また}は^知る^{年長者}に^対しては、^三里^四里^を
~~い~~他^のいふ^ふ。わづか^いか^いけ^いの^{我々の}
 年長者の^身分^に應^じて^い
 親戚を^いふ^ふ、^{また}これ^も身^分は^昔知^りた^{親戚}
 一一^いふ^ふ。年長者は^いふ^ふ。

書名 朝鮮社会 (57)

原稿番号：# 501-519

号数：

9ホ

字詰： 字× 行× 段 ()

改丁指定：

文撰氏名： 朝日 (箱 分) 月 日

植字氏名： (頁^{ハミ}ダシ^ナ) 月 日

担当

決算期

5
7
A
Z
行

Σ

19

[illegible]

鈴 木 榮 太 郎 用 箋

B 5 拜

鈴 木 榮 太 郎 用 箋

135 刊

鈴 木 榮 太 郎 用 箋

B 5 74

鈴 木 太 郎 用 箋

13575

小見書

(二五)

はは、この決断が、あつたかゝ、大考があつ
 た。それと、その日は洞内の大宴會になつた。
~~其日の~~^{その}洞内の落着きは太してゆるであつた。
 桂芝、郭新、田村、えな、踏巻、池田、然い、現在、は洞内
 い金貨を貯蓄するに止めし、大洞窟のなかで
 し、つて、慶賀郡には郊外の草むらへなる。

外上冊に云
 月拂てあり
 雲は火松若
 あふ。

西府直太朗著
 新編の傳
 にはすれは毎日耕す
 農村に
 法骨期も云々
 代りし借りも金も
 昔は年貢の時洛期や代り付
 返洛期や田舎町の商人
 かゝる妻預拂にて排遣して居るといふなり
 つは抑当際臨して感いかあるをあらう。以上
 新編洞習者は洞民に金代りしよし、所てその相
 十月十日の大洞禁の

しり
期

次に争期雇人の出替りの時期は土地により、
大抵一定して居る。これは雇傭人
等の清算期である。
国定歳時記に二月二日は今日奴婢にいとま
をやり、又見地をやり、これを玄加けうと云
~~おとろ~~と云ふ。これは江戸時代の事であらう。明
治以後は此地方によつて玄加けうの時期は一
定した。上高井郡では正月十八日ほど早い
所がある。出代うと殺し、徳島の愛智郡とすゝめあり、
神山村には十二月十五日より二十日まで

鈴木榮太郎 用箋

鈴 木 榮 太 郎 用 箋

[illegible]

書名 朝鮮社会 (38)

原稿番号：# 520-538

号数：

9本

字詰： 字× 行× 段 ()

改丁指定：

文撰氏名： 朝日 (箱 分) 月 日

植字氏名： (頁^ヘミ^ミダ^ダシ^シ) 月 日

担当

新月から日曜二十九り又は三十日まで
七日、十四、二十一、二十八日を休日と定
め、~~その外~~^{手前}「暦法」に依る二六五（？）の
いふ如くしむ。江戸時代には所謂旬休があつた。
大抵日曜にも毎月一の日は、六の日は休日とす。
^{いわゆる}所謂六日の制がある。（同書一二四頁）
古くは日本の制は一月又は数日を其期
として変更するものもあるか、一年を単位とし
て変更するものと、越後の大名が休場の多寡を
しきりに比較して正月と盆に於ける差額

[illegible][illegible]

2下											
八月	□	□	十二日	伏見	幕師	令旨	御尋	の中	は		
九月	□	□	九日	幕師	令旨	御尋	の中	は			
十月	□	□	二十日	東比	経	満	御尋	の中	は		
十一月	□	□	二十日	大	師	経	満	御尋	の中	は	
十二月	□	□	八日	二十	六	日	幕師	令旨	御尋	の中	は
一月	□	□	八日	二十	六	日	幕師	令旨	御尋	の中	は
二月	□	□	八日	二十	六	日	幕師	令旨	御尋	の中	は
三月	□	□	八日	二十	六	日	幕師	令旨	御尋	の中	は
四月	□	□	八日	二十	六	日	幕師	令旨	御尋	の中	は
五月	□	□	八日	二十	六	日	幕師	令旨	御尋	の中	は
六月	□	□	八日	二十	六	日	幕師	令旨	御尋	の中	は
七月	□	□	八日	二十	六	日	幕師	令旨	御尋	の中	は
八月	□	□	八日	二十	六	日	幕師	令旨	御尋	の中	は
九月	□	□	八日	二十	六	日	幕師	令旨	御尋	の中	は
十月	□	□	八日	二十	六	日	幕師	令旨	御尋	の中	は
十一月	□	□	八日	二十	六	日	幕師	令旨	御尋	の中	は
十二月	□	□	八日	二十	六	日	幕師	令旨	御尋	の中	は

戦 時 に な く ゝ か う ほ ろ い あ う う 村 中 の 日 を	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中 長 年 記 は 現 在 に あ け し 但 し	男 老 定 凡 山 野 中
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------------------------------

二月二十一日	村の祭神の日、午後休業。
二月二十日	祭りのあけ、午後休業。
二月十九日	村の祭日、一日休業。
二月十八日	村の祭日、午後休業。
二月十七日	村の祭日、午後休業。
二月十六日	村の祭日、午後休業。
二月十五日	村の祭日、午後休業。
二月十四日	村の祭日、午後休業。
二月十三日	村の祭日、午後休業。
二月十二日	村の祭日、午後休業。
二月十一日	村の祭日、午後休業。
二月十日	村の祭日、午後休業。
二月九日	村の祭日、午後休業。
二月八日	村の祭日、午後休業。
二月七日	村の祭日、午後休業。
二月六日	村の祭日、午後休業。
二月五日	村の祭日、午後休業。
二月四日	村の祭日、午後休業。
二月三日	村の祭日、午後休業。
二月二日	村の祭日、午後休業。
二月一日	村の祭日、午後休業。

二月二十一日	村の祭神の日、午後休業。
二月二十日	祭りのあけ、午後休業。
二月十九日	村の祭日、一日休業。
二月十八日	村の祭日、午後休業。
二月十七日	村の祭日、午後休業。
二月十六日	村の祭日、午後休業。
二月十五日	村の祭日、午後休業。
二月十四日	村の祭日、午後休業。
二月十三日	村の祭日、午後休業。
二月十二日	村の祭日、午後休業。
二月十一日	村の祭日、午後休業。
二月十日	村の祭日、午後休業。
二月九日	村の祭日、午後休業。
二月八日	村の祭日、午後休業。
二月七日	村の祭日、午後休業。
二月六日	村の祭日、午後休業。
二月五日	村の祭日、午後休業。
二月四日	村の祭日、午後休業。
二月三日	村の祭日、午後休業。
二月二日	村の祭日、午後休業。
二月一日	村の祭日、午後休業。

2下 4444									
日 休 止 七日の午後休業をやりきす。									
八月一日。午後休業。									
八月十五日。午後休業。									
九月の節同。午後休業。									
十二月二十五日。市場いその市場足場の									
たの午市休業とやりきす。									
この午市休業は、これは私の取の定休日と									
利による定休日の翌つて、所々多々あり									
2/7。									
二、三、四月と、五月は、六月も、七月も、八月も、九月も、十月も、十一月も、十二月も、									

4444444444									
四月八日。新米の生れる日、午後休業。									
五月五日。節同、午後休業。									
ササブリ休す。五月の田代不熟と、農務休暇									
この午市休業は、これは私の取の定休日と									
六月一日。午後休業。									
七月七日。七夕、午後休業。									
七月十二日。陽市、市場で市場足場の午後休業。									
七月十四日から二十日まで。七日同午後休業。									
休し十四日の日は朝一日休業。									
作休す。これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、									

2下

五月	五日に奉書。五日は娯樂。(休し)
四月	ハルハの日は休む。(休し)
三月	上巳。節句なし。此日の行事なし。
二月	清明(四日)の日は休む。
正月	大晦日と元日は休む。
十二月	十四日十五日は休む。
十一月	朝餅に振(あ)け。休む。此の日は威北明の
十月	郡下雪。明の洞に振(あ)け。同(休)つて西(休)に休む。
九月	は次(あ)る。

五月	五日に奉書。五日は娯樂。(休し)
四月	ハルハの日は休む。(休し)
三月	上巳。節句なし。此日の行事なし。
二月	清明(四日)の日は休む。
正月	大晦日と元日は休む。
十二月	十四日十五日は休む。
十一月	朝餅に振(あ)け。休む。此の日は威北明の
十月	郡下雪。明の洞に振(あ)け。同(休)つて西(休)に休む。
九月	は次(あ)る。

2下									
三月	三日	に	時	祭	五以上の墓祭は三月三日と九月九日	祭	五以上の墓祭は三月三日と九月九日	祭	五以上の墓祭は三月三日と九月九日
二月	一日	は	休	祭	日	祭	日	祭	日
正月	事	祭	前	は	元	日	より	十五	日
は	祭	の	祭	の	祭	の	祭	の	祭
次	に	平	南	順	川	即	仙	沼	面
次	に	平	南	順	川	即	仙	沼	面
次	に	平	南	順	川	即	仙	沼	面
次	に	平	南	順	川	即	仙	沼	面
次	に	平	南	順	川	即	仙	沼	面
次	に	平	南	順	川	即	仙	沼	面
次	に	平	南	順	川	即	仙	沼	面
次	に	平	南	順	川	即	仙	沼	面
次	に	平	南	順	川	即	仙	沼	面

2下									
六月	十日	は	流	頭	日	に	は	祭	の
七月	七日	の	日	に	山	神	の	祭	の
八月	秋	夕	の	日	墓	祭	の	為	に
九月	九	日	又	は	雨	の	日	に	墓
十月	祭	の	日	に	祭	の	日	に	祭
十一月	冬	祭	に	祭	の	日	に	祭	の
十二月	大	晦	日	は	祭	の	日	に	祭
十二月	大	晦	日	は	祭	の	日	に	祭
十二月	大	晦	日	は	祭	の	日	に	祭
十二月	大	晦	日	は	祭	の	日	に	祭
十二月	大	晦	日	は	祭	の	日	に	祭
十二月	大	晦	日	は	祭	の	日	に	祭
十二月	大	晦	日	は	祭	の	日	に	祭
十二月	大	晦	日	は	祭	の	日	に	祭
十二月	大	晦	日	は	祭	の	日	に	祭
十二月	大	晦	日	は	祭	の	日	に	祭
十二月	大	晦	日	は	祭	の	日	に	祭

大か、二十五年冬より金部退去。
昔は三月十五日城隍祭あり。大か、
今はない。
四月 八日 舟起いすゝ人か。お休日。
はな。い。
五月 四五六日 端午祭の日に休んで居た。
か、今は五日だ。程祭は行かぬ。
り、行かぬ人もある。
六月 流石の行方なし。伏遊には山や川が
で集まらゝ大を合々〜居た者もある。

2下

十月 冬王へお粥を作り親を祀る。休あり。
十月 今だ。新嘗にはおかせす。
九月 十日 五代親王上の墓祭、城隍祭は
時季、城隍祭、新曲。
代王の墓祭、月夜をやり人もある。
八月 十四日十五日 秋夕の日に休業。五
り、別祭を行つた。百牛の行方なし。
七月 七夕には行方なし。昔は流石の行
か、休業日。休あり。
七月 七日に休方なし。昔は流石の行
り、別祭を行つた。百牛の行方なし。
八月 十四日十五日 秋夕の日に休業。五
代王の墓祭、月夜をやり人もある。
九月 十日 五代親王上の墓祭、城隍祭は
時季、城隍祭、新曲。
十月 今だ。新嘗にはおかせす。
十一月 冬王へお粥を作り親を祀る。休あり。

鈴 木 榮 太 郎 用 箋 B 5 刊

鈴 木 榮 太 郎 用 箋 B 5 刊

書名 朝鮮社会 (59)

原稿番号 : # 589 ~ 557

号数 : 9 本

字詰 : 字 × 行 × 段 ()

改丁指定 :

文様氏名 : 朝日 (箱 分) 月 日

植字氏名 : (頁 ^{ハシ} _ナ) 月 日

担当

生節魂のすは
民同村令に
瑞しき。同君に
年山紀同巻六
を引用し居る。
曰く、いさかたを
いふこと、文明の所
比よりはいさかた
月の位に元あるを
瑞の事ともいふ。
余より持て、瑞の
の父母兄弟の生
中瑞を瑞と心さ
べしと又同家私
事しを引用し居る。
瑞の世は七月に
は生る瑞を供養し
生身と心さく。
も瑞の瑞の瑞の瑞
と。又瑞の瑞の瑞
にも瑞の瑞の瑞
にも瑞の瑞の瑞

生節魂のすは
民同村令に
瑞しき。同君に
年山紀同巻六
を引用し居る。
曰く、いさかたを
いふこと、文明の所
比よりはいさかた
月の位に元あるを
瑞の事ともいふ。
余より持て、瑞の
の父母兄弟の生
中瑞を瑞と心さ
べしと又同家私
事しを引用し居る。
瑞の世は七月に
は生る瑞を供養し
生身と心さく。
も瑞の瑞の瑞の瑞
と。又瑞の瑞の瑞
にも瑞の瑞の瑞
にも瑞の瑞の瑞

か
に
し
て
あ
る
。 肝
は
胃
の
下
に
あ
る
。

本
大
小

あ
る
。

4
東洋の社会は、女子、男、年より年長が
尊しとされてゐる。結婚は男の身元をたて、配
するに由つてある。更に是の條に社会的階級
の差がある。社會的階級の別がある。然
しこの社會階級は今では消えてゐる。僕
は、^{主人}~~貴族~~と^{労働者}~~農夫~~とに分れてゐる。
^新純に成り、^舊新しく構成された新しい秩序は、
これに移るとか、それは今こゝでは問題ない。

年行の上
地一

また
同書に

88

員
玩

必、東口武蔵に元來
 上元の朝十日曉に
 新年の行すや上
 え、前夜田舎の印
 少消厄の行す、
 義山の僧、年々
 女の上元の日の世
 較の行す、笑矢
 張る子供、
 行す、
 ある、
 の成る、
 子供、
 行す、
 と、
 行す、

曉起

事女良同し一娘に知れぬは至るは
 さい事
 たいはふ、細し東都茂時記に
 女三才及男五才女七才者漢酒会紀其土神と云
 2。
 し新神に作日本
 はる
 は遠めんやい
 う
 市人日上巳端午七夕盆陽の節向う申三つ
 子儀を甲とし元節向て。即ち上巳は
 女のお、端午は男のお、七夕は男のおと女のお
 乙甲とすもの。こいこ
 張つてお
 上には

あ、ち、お、い。同定歳時に依れば十月十
日のとうかんやのもちのうが玄猪のまねひる
やとあり、また新穀の成熟を祭る。ち、へしとあ
るか、秋かこちでせむ。雨いとりしたとに
うんくは、承の子孫の節うは、子孫に性
教育を行ふことと學藝を行すの概である。
十一月十日の七五五の祝の新事なゆゑか
に子供甲子の祭日である。髪置袴着帯解袖留
え服の脱ぎ多く今日を甲子故に所定の神札を讀み
し終る。強心張りと同じ足荒れにうらやま。此等

書名 朝鮮社会 (40)

原稿番号: # 558 ~ 575

号数: 9本

字詰: 字× 行× 段()

改丁指定:

文撰氏名: 朝日 (箱分) 月 日

植字氏名: (頁^{ハミダン}ナ) 月 日

担当

略してある。休冬期の子供であつて、市民の
 老人は卑劣な用ゐる。子供して子孫を
 かく人にとり、移して考へる。凡そ。かく
 子供は、^{愛護}や若者のあつた。制度は、^た分
 日本に^見て、^{原道}江陵地方に^上る。^進息ん
 二、これは江陵道の江陵地方に^ある。凡そ
 二、^地は、^三月、^{年長者を}各所二
 二、^{年長者を}各所二、^{各所二}
 二、^{各所二}
 二、^{各所二}

放て木大威いも
 におって
 弄かす。
 後者
 集令
 角あり
 前著
 意成の答すに通すよ
 いかあ。

六月 生旦玉の
御座

[illegible]

6 年中行事とし
各家庭内にと一定の節日に皆同じ
家の行を定め、家庭外にわたるは
それぞれ宗族相会にと何もの交渉もなく、
全く各家庭内におおむね同じ行事を営ん
で居る。如く、新年行事としての
トビネ、あま、こ水等の行事によつて家
族間の同一性あるは固う一休戚は強化する
秩序は更に整然とせし行くであらう。

正月や三月上巳の節句や端午の節句、夏節

2. 下

月
乙

く
に
ち

二十三夜詩

とうかんやの

大邱帶珠

福壽

明治
の
大正

事

燐

餅
樓
門

他人の毎日に
行くより
人々を
たすけ
て
他人を
たす

20

[illegible]

加
 分
 行
 女
 3
 1
 天
 江
 人
 下
 家
 行
 7

七
旋
漸
早
亮

字彦ふあて所々々
群集をなすべしと書
之方

打撃の真面目な
部活だ

[illegible]

此乃正真國王
子——松曲

脚
銀
票

上
世

97

女工部若親、
炭お、炭鑛と
炭酒、炭糖、
鬼退り（鹿角か
くし）

「朝鮮の多甲行」より、
宗族の行と、
大島（西暦）より、

正月	十四日	鹿角	下占	葛飯	フーイ
二月	一日	鹿角	松餅	焼紙	青甚に色紙
三月	二十日	左官	御馳走	草全	草全
四月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
五月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
六月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
七月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
八月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
九月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
十月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
十一月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
十二月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身

2 下

正月	十四日	鹿角	下占	葛飯	フーイ
二月	一日	鹿角	松餅	焼紙	青甚に色紙
三月	二十日	左官	御馳走	草全	草全
四月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
五月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
六月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
七月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
八月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
九月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
十月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
十一月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身
十二月	二十日	花餅	花餅	宗廟に供	曙に身

大島（西暦）より、

書名 朝鮮社会 (41)

原稿番号: #576-592

号数:

9本

字詰: 字× 行× 段()

改丁指定:

文撰氏名: 朝日 (箱分) 月 日

植字氏名: (頁^{ヘミダシ}ナ) 月 日

担当

ぬのはやい。土用の丑の日に鰻を食ふ事はさ
 くううの増はしてはないてあふ、朝鮮では
 三匹の日に大の肉を食ふ習慣あり。土用の
 丑の日に三匹の日は強と同じ時である。日中
 の食ふ不足をこれに補給せんとした次にもあ
 りまいぬ、結果はさうなつて居る。朝鮮では
 老幼男女の未の日の鰻を食ふ、鰻は
 その効用をいふ、祖先是祖は増はる。あふ。
 し一様に子供を産むとて食ふ日にあつて
 居る。またこの鰻の脂をとて薬酒作るは

時食保健康事への定期の注意喚起
 年中行々中には、其素常の度にてあるが、
 常々振取せしむる為、行事をある。一定の慣
 行の食料を、その食料を、更に、更に、更に、
 な、有、有、有、有、有、有、有、有、有、有、
 食と酒かえいあ、二、三、四、五、六、七、八、九、
 食し、二、三、四、五、六、七、八、九、
 の名か、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、
 の、動、動、動、動、動、動、動、動、動、動、
 の、動、動、動、動、動、動、動、動、動、動、

木榮太郎 用箋 5 鈴 B 5 判

鈴 木 榮 太 郎 用 箋 刊 5 B

文化に於ける兩者の大なる相異なるを思は
 れど。
 今般には後場、指定した大掃除の日を春柳
 二季にある、昔は年中行事として清掃の日
 が存して居るものの様である。國史館に七
 月十五日の條下に、今日定中を酒掃し、あ
 うたに棚をかける、四方に蓮花の作を竹を立
 中かじ草蓆をしき、親父の重寶、佛像を
 此棚に安置す。云々である。孟蘭盆の性靈
 のすゝである。盆に佛をまつゝ菊に定中を清掃

けり。あゝ、それは佛の爲に、はかばか
 しき治す人の爲に、保健上有益な行事であ
 ると思はれる。また十二月十五日の蝶拂い
 の事を次の様に述べて居る。『所祭蝶拂なり、
 大色節は鶴明より日出迄に終る也、是往來に
 好むかゝるためなりと云、其外の所にも、早
 朝より午時迄は、是れを同じく、故障あり
 宗に他は、用ゐられ、大概は今日にかゝり
 たりし。これは今日の大掃除と、同様の様
 いふ。右に述べた如く、二反定中を正月の意

ある	か	朝鮮	は	製	材	の	日	か	多	い	と	き	に	小
林	経	済	を	見	小	は	食	つ	た	う	ぬ	も	の	注
月	あ	し	て	女	は	五	月	の	條	下	に	回	く	朝
内	に	肥	美	の	煮	餅	を	食	す	ふ	れ	仲	不	経
流	味	を	以	て	可	し	嗜	を	節	し	別	寝	レ	着
此	月	を	送	す	て	こ	と	を	欲	す	是	れ	脱	精
は	世	初	五	日	は	一	即	生	未	を	食	す	ふ	れ
を	食	す	鯉	を	食	す	ふ	れ	と					

そのおぼえである。									
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い	か	い	か	い	か	い	か
い	か	い							

① 5下
 VII (Z)
 盆と正月
 1 17 著

5下
 2 17

白眼居士の「正月前」を足と、當時（江戸時代初期）に於いて
 口説のありやうは戦域の正月の行ふか述べてある。其者の指し
 示すは、これ程に世は賑わつてゐるかと感心せしむ。同じく
 正月とは、紙屋の正月と塩屋の正月、医師の正月、山伏の
 正月は各々別様の体裁の世帯を指し示す。地元の不自然
 あり相違あるやうである。然し正月を祝つて遊ばざるを
 ば何れも皆層の人と同じである。となれば、社に遊ばざる
 ずかば、おだの民か、番に社に遊ばざるは、朝が一新、どんな
 に賑わい、おだの民か、番に社に遊ばざるは、朝が一新、どんな
 日、田舎に於いては、正月と正月と、正月と正月と、正月と正月と、
 のは、朝、正月は何れも、正月か、正月の事を考へてゐる。

朝鮮社会 (42)

593~610

部
朝

寒食

春夏 秋の仲月三、五、八、十一の四日 吉田を巡りて高子に参る。 子に参る。

多事四節日を送い、王城を破る。行方不明。汝があつて、今高南嶺地。亦是快多也。

等
然
魚
一

[illegible]

端午甲辰四名節寒
廬
~~何~~
~~云~~
~~公~~
~~子~~
~~軍~~
~~記~~
~~了~~
~~事~~
~~人~~
~~上~~
~~中~~

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

~~船~~
夕
又
回
喜
お
~~排~~

的
不
行
車
止
金
く
一
月
に
集
ま
る
の
で
す
か
ら
あ
り
ま
せ
ん
と
思
い
ま
す
。

~~日~~
d
o
~~レ~~
常

大夫家以正朝
寢食中
大
儒林
新典

[illegible]

~~三十一~~

上墓饌奠用正朔寅辰
朔午如夕四名節一一曰節祇有後先觴家之異而守之

木榮太郎用箋 B5 列

部朝
 花前道
 飛前道は非常な
 西郷にカゲては一般に
 一年の行事の最高調の時
 吟は田記を中へに
 北郷の行事の最高調の時
 に達しつゝ金田の行事の最高調の時
 の分や一オン正北元礼は陸分盛んで
 江原道北九郎見は白甲の行事の時
 最高調か王。結々は後水の土他へ
 月があるか。と小か最高調の行事の時

[illegible]

① 荆楚歲時記
には 春日分につ
いふ社に
いふ行ふか
市に水に
江東道春の
にける酒
の古き物に
水は春に
秋に風か
りか分。

と中心として一切間である。第一、春分・秋分
は季節の節目であるから、この節は立即の起
源である。^(た)
また日を中へとして一週間を彼岸
とし、こゝには日本特有のものがある。二つ
四角は節即ち変り目^(変)と變り目の
行々を行ふ風は支那にも朝鮮にもあるが、
水の節は一年中行事があるのではなく、
うさぎは秋分^(ま)に秋分の日をその
ままに年中行事の節目としておかない^(ま)
のは、

彼岸 日本にある
 東國にも動節にもある節日で午歳曆に基_{もと}て
 いふ_{いふ} 八十八歳と二百十歳、二百
 二十日又の_{いふ} 後である。春秋の彼岸が日_{いは} 多
 中行事の_{いふ} 終日として用いられ、寧ろ終日と
 な_{いふ} 終日か、東國動節には終日と_{いふ} 終日
 はよく、又日本に_{いふ} 終日か、終日
 に彼岸は_{いふ} 特有の節日の終日_{いふ} 終日
 である。然し春の彼岸は春分を中心とした一圓面
 である。終日か、終日である。終日か、終日

から大体春分秋分の頃である。

P.

中国といふは古くは
通じて今も
よくかう東洋に
も使ふ所ある

中国といふは古くは
通じて今も
よくかう東洋に
も使ふ所ある

市目の制や日本
にはおける六畜

日本に在る成の如く。日本に在る
日本に在る特有なものは、春分秋分を中心にあつた
一國としての行事と、時令の行事と、その二つを
あつてゐる。然し一國としての行事は、古くは
ヒロニヤエタカから存して来た。大陰暦に
よる四月の四分の一の行事と、春分秋分を中心とした
行事とは、異なる。此月節書七日の田、親を
うすむ。此月節書七日の田、親を
、時令と稱し、春分の日、秋分の日、
と稱し、行事は、素食、禳賽等。内地における彼岸の行事
と、行事は、素食、禳賽等。内地における彼岸の行事
と、行事は、素食、禳賽等。内地における彼岸の行事

P.

此の日の行事は、日く春分日民並種或火草
元屋上有鳥如鳥先鶏而鳴架格々民候氏鳥則
入田以為候

社田四隣並結綜会社性醪為屋於樹下先祭神然
後饗其酢

此の行事は、行事は、素食、禳賽等。内地における彼岸の行事

中行事は、行事は、素食、禳賽等。内地における彼岸の行事

江戸の多くの学究が考証した日本

の佛者が伊勢宮の行事に違ひな

齊

4

書名 朝鮮社会 (43)

原稿番号 : # 611 ~ 629

号数 : 9ホ

字詰 : 字× 行× 段 ()

改丁指定 :

文撰氏名 : 朝日 (箱 分) 月 日

植字氏名 : (頁^ミ×^シナ) 月 日

担当

寒

州

寒食の俗は、
 周の制に基く。紀麗によれば、
 寒食には、
 畫鳥、厨鵲之戲、蹴鞠、
 鞦韆等の事がある。
 寒食の俗説に基くのでない事を、
 荆楚歲時記に基く。

朝鮮の寒食は四名、一つは寒食の俗、
 一つは寒食の俗、
 一つは寒食の俗、
 一つは寒食の俗。

寒食

寒

寒火三日造餽大麥

寒食の俗は、
 周の制に基く。紀麗によれば、
 寒食には、
 畫鳥、厨鵲之戲、蹴鞠、
 鞦韆等の事がある。
 寒食の俗説に基くのでない事を、
 荆楚歲時記に基く。

寒

典拠あるもの

北支か、
 満州の漢人達は、
 寒食の俗を、
 寒食の俗を、
 寒食の俗を、
 寒食の俗を。

いは、四月初旬の清明節は春の墓参日となる
 とき、また、その日に踏青といつて青草を踏
 んでピクニックを試みる習慣がある。満州
 時代には、寒食の節は満州の民衆では内毎に
 柳の皮を搾り、介の亡霊を祀り、卵を煮てや
 ところも、また、その翌日（前日の夕方）清
 明節にも、男は柳の枝を細く切り、女はか
 んざし、柳の枝を髪に挿し、お墓参り
 をし、お墓の掃除をし、墓前に紙幣を焚き、供
 物を捧げ、馬蹄銀を焚いた紙幣の紙元を、

144頁

紙に一文銭形に孔をあけた紙銭などを焼く
 とき、お墓参りには、墓参り、御参りといふ
 かわいなく、遠隔の地にお墓参りをする人
 が多い。早朝の野火で一人だけ、泣きながら
 お墓参りをする。これを遙焼といふ。満州
 時代には、お墓参り、お墓参りといふ。お
 ライトニツワアと呼ぶ。墓参りのお墓参り
 といふ。復活祭週の一週目を楽しく送ると、
 次週の火曜日は、ライトニツワアといふ。本
 お墓参りの墓参りといふ。お墓参りといふ。

122

する。ロイヤルの作り違ひ教授のラードとい
 うものも別に有名な習俗を採つてゐる。昔通し
 るところには、墓所をして故人をしのぶと云ふ
 野外散骨場として一降米後の春日を祭したむとい
 ふ。傳説のおき満りにもしんな感じは充分に
 にある。然し多分おき玉の上満ちては少し年
 々、おき玉のすうじやないかといふことが、
 満洲の漢人たる御歴より、
 北平支店より、おき玉のたいていある
 ところ。

鈴 木 榮 太 郎 用 箋

竹 本 榮 太 郎 用 錢

五月祭天

1128

泉浪

文部省の古く史書によれば三韓時代には五月
 十月に賑やかな祭りがあつたといふ。朝鮮
 し当時朝鮮の人達が五月と十月の月次を
 し、~~長~~ ^長 ~~七~~ ^七 ~~か~~ ^か ~~い~~ ^い ~~ろ~~ ^ろ ~~わ~~ ^わ ~~け~~ ^け ~~分~~ ^分 ~~い~~ ^い ~~ない~~ ^{ない}。 ~~おそ~~ ^{おそ} ~~く~~ ^く ~~耕~~ ^耕 ~~種~~ ^種 ~~あ~~ ^あ ~~あ~~ ^あ
 こころ ~~と~~ ^と ~~思~~ ^思 ~~う~~ ^う ~~あ~~ ^あ ~~ま~~ ^ま ~~う~~ ^う ~~た~~ ^た ~~は~~ ^は ~~し~~ ^し ~~て~~ ^て ~~意~~ ^意 ~~浅~~ ^浅 ~~ま~~ ^ま ~~わ~~ ^わ ~~て~~ ^て ~~た~~ ^た
 の、~~あ~~ ^あ ~~あ~~ ^あ ~~う~~ ^う ~~か~~ ^か ~~そ~~ ^そ ~~か~~ ^か ~~下~~ ^下 ~~五~~ ^五 ~~月~~ ^月 ~~と~~ ^と ~~十~~ ^十 ~~月~~ ^月 ~~に~~ ^に ~~あ~~ ^あ ~~り~~ ^り
 か、~~三~~ ^三 ~~韓~~ ^韓 ~~の~~ ^の ~~史~~ ^史 ~~家~~ ^家 ~~が~~ ^が ~~用~~ ^用 ~~相~~ ^相 ~~伝~~ ^伝 ~~え~~ ^え ~~る~~ ^る ~~た~~ ^た ~~り~~ ^り ~~い~~ ^い ~~あ~~ ^あ ~~り~~ ^り。五
 月と十月と知つてその時に祭るを經つたの
 なく ~~し~~ ^し ~~て~~ ^て ~~然~~ ^然 ~~る~~ ^る ~~は~~ ^は ~~所~~ ^所 ~~の~~ ^の ~~物~~ ^物 ~~を~~ ^を ~~し~~ ^し ~~て~~ ^て ~~そ~~ ^そ ~~の~~ ^の
 時を人々がよく知つたのであろう。

三韓時代はいつか

① 三韓常以五月祭鬼神。歌舞飲酒。晝夜無休。
 其舞數十人。俱起相隨。踏地低昂。手足相摩。
 節奏有似鐸聲。 ^(三國史志)
 馬韓常以五月日竟祭鬼神。晝夜會聚歌舞。舞
 輒數十人相隨。踏地為節。十月農功畢。亦如
 之。 ^(後漢書)
 ④ 夫餘國。以臘月祭天。大會連日。飲食歌舞。
 名曰迎鼓。 ^(後漢書)
 ⑤ 濊人十月祭天。晝夜飲酒歌舞。如之無厭。 ^(後漢書)
 ⑥ 高句麗風其俗。十月日中大會迎隨
 神。 ^(三國志)
 ⑦ 高句麗常以五月下穰
 訖。然鬼神群聚
 歌舞。十月農功畢。
 亦復如之。信鬼神。 ^(三國志)

⑦ 高句麗常以五月下穰
 訖。然鬼神群聚
 歌舞。十月農功畢。
 亦復如之。信鬼神。 ^(三國志)
 ⑧ 濊人十月祭天。晝夜飲酒歌舞。如之無厭。 ^(後漢書)
 ⑨ 夫餘國。以臘月祭天。大會連日。飲食歌舞。
 名曰迎鼓。 ^(後漢書)
 ⑩ 馬韓常以五月日竟祭鬼神。晝夜會聚歌舞。舞
 輒數十人相隨。踏地為節。十月農功畢。亦如
 之。 ^(後漢書)
 ⑪ 三韓常以五月祭鬼神。歌舞飲酒。晝夜無休。
 其舞數十人。俱起相隨。踏地低昂。手足相摩。
 節奏有似鐸聲。 ^(三國史志)

4-5

4-5

書 名 朝鮮社会 (44)

原稿番号 : # 630 ~ 647

号 数 :

字 詰 : 字× 行× 段 ()

改丁指定 :

文撰氏名 : 朝日 (箱 分) 月 日

植字氏名 : (頁^{ミダシ}ナ) 月 日

担当

祭は東部凡の節日の上に執行して行つたもの
考へるのは無理ではないと思ふ。
と本邦に於て。
正月に一回のところが多いのは二回五
し二年に一回といたういふ。年節に一回と云
ふ事は、秋に於ける金匱玉函の事と云
ふ。その次にある一回とは多いのは
九月九日である。九月九日は
自身年一回の祭日と云ふ。現由は金匱玉函
に。これはその例が多ういふ。九月九日は
二回として意味する事。主として古く二回
の祭の名残がある。三月の祭日を無くしたの
り。
リ、春の祭日は省略されたものである。

⑧のところ

また
万々（二十四）七
偶に、
又三回
高句麗

以三月三日，會獵習浪之丘，以所獲猪鹿祭天及山川神。至其日

又同書に「^あは百濟の^まは春の^ま月平二月に天記を神祇を記す」とある。

ニ水等のうすかう考へると、五月一回割やま即公の御印を新印す。割るは、**徳**分まゝかゝる始ま。上ルのは考へる。然るにま即の「法」の輸入も同時には御印の勘定も輸入すべしといふ事なり。

NO. 632

72

4-9

のは、血縁の組織と祖先の祟りであつた。か
 らて勃興して産土神を漸次弱体化して氏神が
 漸次強化されて来たといふ。上代の鬼神天
 神は恍惚的には産土神であつた。上代の新羅も
 血縁集團に終つた。のは後世に同族絶縁の爲に
 した時代からのものである。推測する人
 たちの如く行ふ。たゞ、五月祭は北野や同い
 りは全く、五月祭も龍舞などこに御祭りの行
 うとあるのは、あつた。それは龍を祭るといふ
 といふ。恐らく、龍を祭るといふ行ふからいふ
 といふ。

流頭（中国） 考（日本）
 中国にも日本にも流頭（中国） 考（日本）
 と思われしもの六月十五日の流頭（中国） 考（日本）
 荊楚歳時記に「歳時記」に六月十五日
 日部はとしに「歳時記」に六月十五日
 にも六月十五日を定むとしに「歳時記」に六月十五日
 日部はとしに「歳時記」に六月十五日
 別に節日をいふ記述はない。
 流頭（中国） 考（日本） 歳時記に「流頭」
 雑志「東京雑記」農家月令歌「流頭」

之 流頭（中国） 考（日本）
 日本にも中国にも流頭（中国） 考（日本）
 と思われしもの六月十五日の流頭（中国） 考（日本）
 荊楚歳時記に「歳時記」に六月十五日
 日部はとしに「歳時記」に六月十五日
 にも六月十五日を定むとしに「歳時記」に六月十五日
 日部はとしに「歳時記」に六月十五日
 別に節日をいふ記述はない。
 流頭（中国） 考（日本） 歳時記に「流頭」
 雑志「東京雑記」農家月令歌「流頭」

P.

とある。
 金南宮城即徳時面大山宅新田~~田~~で~~田~~土他の
 古光達か~~い~~新か南~~い~~ところでは、流頭の日
 は各戸が主~~い~~自分の水田に行~~く~~て豊神を祀~~い~~
 。この日は豊夫の節句であるところ~~い~~。
 この日に~~賑~~賑やかな舞~~い~~オレエもある。各戸~~い~~
 地を~~走~~休~~い~~を休む。舞~~い~~オレエは~~い~~節句~~い~~
 は~~い~~賑やかな舞~~い~~中~~い~~村のモスミ達か~~い~~飯
 装して大地主の家~~い~~に牛に乗~~い~~て歌~~い~~はやいな
 か~~い~~なり~~い~~込~~い~~め、~~い~~その家~~い~~から~~い~~御馳走~~い~~を~~い~~

1.

① 山~~い~~新~~い~~に~~い~~休~~い~~
 ば~~い~~豊~~い~~宋~~い~~で~~い~~五~~い~~穀~~い~~
 神を祀~~い~~は、正月
 忌日と、二月上戌の
 日、春~~い~~社~~い~~、船~~い~~祀
 である~~い~~、~~い~~司~~い~~合
 の神を~~い~~、~~い~~日~~い~~か
 あ~~い~~、~~い~~29-30~~い~~け
 ねと~~い~~、~~い~~流~~い~~頭~~い~~の日~~い~~
 とい~~い~~は~~い~~、~~い~~何~~い~~も~~い~~流~~い~~して
 ない。

せ~~い~~く~~い~~水~~い~~中~~い~~に~~い~~大~~い~~家~~い~~に~~い~~お~~い~~う~~い~~、~~い~~お~~い~~う~~い~~の~~い~~い~~い~~。
 。この舞~~い~~オレエは~~い~~えと~~い~~して~~い~~、~~い~~流~~い~~頭~~い~~の日~~い~~に行~~い~~
 れ~~い~~、~~い~~大~~い~~地~~い~~主~~い~~の家~~い~~へ~~い~~二~~い~~軒~~い~~以上~~い~~ある~~い~~ところ
 い~~い~~は~~い~~七~~い~~夕~~い~~の日~~い~~に~~い~~も~~い~~行~~い~~く~~い~~。大~~い~~地~~い~~主~~い~~の家~~い~~は~~い~~大
 て~~い~~い~~い~~田~~い~~花~~い~~の~~い~~時~~い~~に~~い~~毛~~い~~一~~い~~ツ~~い~~ム~~い~~あり~~い~~として~~い~~、~~い~~新~~い~~橋~~い~~路~~い~~出~~い~~で
 田~~い~~に~~い~~田~~い~~植~~い~~した~~い~~田~~い~~主~~い~~の家~~い~~である~~い~~。
 或~~い~~鏡~~い~~北~~い~~邊~~い~~明~~い~~の~~い~~郡~~い~~下~~い~~雲~~い~~面~~い~~の~~い~~洞~~い~~で~~い~~は~~い~~流~~い~~頭~~い~~の日~~い~~
 に~~い~~は~~い~~男~~い~~に~~い~~何~~い~~の~~い~~行~~い~~き~~い~~も~~い~~ない~~い~~と~~い~~い~~い~~あ~~い~~り~~い~~の~~い~~く~~い~~。
 平~~い~~南~~い~~順~~い~~州~~い~~郡~~い~~仙~~い~~沼~~い~~面~~い~~藍~~い~~浦~~い~~里~~い~~で~~い~~も~~い~~流~~い~~頭~~い~~の日~~い~~の~~い~~行~~い~~き~~い~~
 は~~い~~何~~い~~も~~い~~ない~~い~~と~~い~~い~~い~~あ~~い~~り~~い~~の~~い~~く~~い~~。

流

二九一三〇〇〇 8

流頭

P.

神祇總覽 卷四 神兩宮 是
 朱郡、は、六月十五日に流頭告記の行す、
 祭神は神皇、祭主は豊民、また、この雇人
 祭神は餅、祭神は田、水田、祭神は早稲農
 民、自新、田、當、あり、
 に供く、新、焼、一、二、他、の、餅、を、
 は、虫、給、物、の、虫、焼、を、
 光陽郡、は、六月十五日に流頭、
 祭神は虫、祭神は餅、
 當、祭神は餅、自、田、留、海、に、供、物、

P.

神祇總覽 卷四 神兩宮 是
 三田、は、六月十五日に流頭、
 祭神は餅、祭神は田、水田、祭神は早稲農
 民、自新、田、當、あり、
 に供く、新、焼、一、二、他、の、餅、を、
 は、虫、給、物、の、虫、焼、を、
 光陽郡、は、六月十五日に流頭、
 祭神は虫、祭神は餅、
 當、祭神は餅、自、田、留、海、に、供、物、

~~u~~

癸卯年臘月廿五日

必
要
有
。

書名 朝鮮社会 (45)

原稿番号 : # 648 ~ 667

号数 :

9ホ。

字詰 : 字× 行× 段 ()

改丁指定 :

文撰氏名 : 朝日 (箱 分) 月 日

植字氏名 : (頁^{ミダシ}ナ) 月 日

担当

2下

朝鮮の歳時記
 朝鮮の歳時記として引用し、そのほかの如し
 柳得恭
 高柳雅志
 金蓮淳
 朝鮮の歳時記
 金蓮淳
 山崎謙
 豊永月令歌
 洪錫漢
 東口歳時記
 東京雅記
 朝鮮の歳時記(大正十一年刊)
 西村昌太郎

俳

朝鮮の歳時記

豊永月令歌
 朝鮮の歳時記(昭和六年刊)
 許有範
 朝鮮風俗記
 慶州郡(昭和八年刊)
 朝鮮新雨風記(昭和十三年刊)
 柳得恭
 高柳雅志
 金蓮淳
 朝鮮の歳時記
 金蓮淳
 山崎謙
 豊永月令歌
 洪錫漢
 東口歳時記
 東京雅記
 朝鮮の歳時記(大正十一年刊)
 西村昌太郎

京都新志の巻二

京都新志は二巻。
佛州柳得恭 惠甫
の撰と云ふ事。

80

東口歳時記 字本一冊

洪錫漢撰 錦漢号陶屋

純和時人 柳得恭撰

測陽歳時記 字本一冊

金蓮淳撰 萬淳号某山

正宗時人 柳得恭撰

京都新志 字本一冊

柳得恭撰 錦漢号惠介

正宗時人 柳得恭撰

正保 1794-1800

純和 1801-1834

歳時記 錦漢号 東口某山

柳得恭撰 錦漢号

京都新志卷之二は昔より年中行事にいつて、その記

しつゝ、かゝる二に節日としてありし事は次の通

りである。

(正月上亥日の日は家の日、上子の日は縁の日)

元日 亥子巳日 人日 立春 上元 二月

初一日 寒食 重三 四月八日 端午 六月

十五日 伏 中元 中秋 重九 十月午日

冬至 臘 平 除夕

先にもしる節日以外、の山や、右の節日に存

す。のは、亥子巳日と二月初一日と十月午日

である。何れも大して行事がある。そのほか

又卯巳日は免の日と蛇の日、

亥子巳日は縁の日と免の日である。二月初

一日は奴婢日である。又十月午日は馬の日

である。又正月には辰市日の吉日といふ先忠の日がある。

又右の節日の中には報節として立春、

伏、冬至がある。冬至には領曆の行事がある

のである。

十二支に因んで節物の日はあるが、節物に

は五行説を加味した逆修は余りない。概して

節物の日は、節物の生熟次第によつて、節物を知ら

なければならぬ。江戸時代の節物からいへば、江戸夏の

日は今平年では振印出の日とされてゐる。

142

記念日の歌

金蘭淳熙「瀕陽歲時記」には次の新年節日あり。

正月

立春「農宗以立春日掃宿麥根占歲」

元日

人日

上亥日「婦女以上亥日作澡豆誘曰永日作豆鼠日登餅也」

上元

二月

朔日「中和尺の故事」

夜天休をこ

六日

農宗「占歲」をす日

三月

實食
重食

三日

穀雨

川菓の青脂が川を湖上すくは穀雨の前は三日か

四月

八日

五月

端午

十日

「太宗恭定王忌辰也」 太宗雨の降る日

氏日は記念日としは意味はあゝ、毎多雨は降る、とあり。大陰丁の五月十日母の忌辰、此日は毎歳同一様ではなつてゐる。

金蘭淳熙

143

記念日の歌

金蘭淳熙「瀕陽歲時記」には次の新年節日あり。

正月

立春「農宗以立春日掃宿麥根占歲」

元日

人日

上亥日「婦女以上亥日作澡豆誘曰永日作豆鼠日登餅也」

上元

二月

朔日「中和尺の故事」

夜天休をこ

六日

農宗「占歲」をす日

三月

實食
重食

三日

穀雨

川菓の青脂が川を湖上すくは穀雨の前は三日か

四月

八日

五月

端午

十日

「太宗恭定王忌辰也」 太宗雨の降る日

十一月
冬至（觀象監正明年曆書）
十二月
臘日（日曆用冬至後第三未為臘）
除夕
右の諸節日の中にあつたもの以外に示さ
れ、三月の穀雨、五月の十日、十月の二十日
十一月の冬至、及び、別に大した行事は
ない。

二十日	十月	九月	中秋	八月	中元	七月	伏日	十五	六月
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

内上弦下弦の
日を毎月鄭威り

と云つて已むになつ
て居る。此は後續
規則に於て加ふる
はてはなく、^行な
るぬりである。尤
に商上弦の右に弦の
右と一つの節目とし
て居るのは、注意す
べきである。か、月の
盈虚盛衰に基づくもの
が朔望月の日と同一
の規則によらぬもの
である。

你素豆
顧餘波
廐中以
平神

正月の
亥子日、
卯巳日、
十月の
午日は、
豚の日
福

學
統
系
選
代
的
行
常
の
予
節
日
に
下
つ
ゝ
居
る
。

2. (2)

二
 名
 12
 豊
 宗
 月
 令
 歌
 12
 乙
 卯
 1
 節
 日
 は
 二
 名
 の
 通
 へ

考。

[illegible]

上
え

二月
春分

三月
寬食

四
月
八
日

五月
端午

六月
三伏

漢 題

[illegible]

146

か

P.

王里

2

周 郎 太 榮 本 鈴 B 5 判

用

所は大作中、^{南朝}鎌倉時代の作と思はれる。か
 所は大作中、^{南朝}鎌倉時代の作と思はれる。か

よりほかになく、
京都府佐々木

2下

八月	秋夕
九月	重陽
十月	講信
十一月	冬至
十二月	臘月

ここには日影のしるしにあらざる
然し節候は一年中一變ありしに
講信と云ふは十月十日の日なり。七日は
また一節あり。大抵は天候は大同
なり。此の如く。豊年月令歌は、葉に歳

8本ヲ入ル

12

のほ、立春、清明に冬至より
 報節とし
 去る^いは、室食^{けしき}三伏、である。七月十
 五日は三書^{いぶ}何れも中元としそあされ^た
 祀^い、多部執事には七夕にある。中元寺令^{せう}に
 セタはあゝか中元はあり。東の武蔵野に後日
 の外に上弦下弦の日があつた。十二支の初
 卯の日は平南といふ十年^{しちご}前^{まへ}修す^{しゆ}
 忌日は十二支にうゑしめ太陽^{たいよう}の^て日の
 付けに^{しん}なりある。所而の月日によしものは^{こまじまつ}
 あら。

穀雨

P.

以上の四つのも書いよれば、君と臣とを先に見し、臣の
五つの象の外に十二支ルも、動物に因る。
日と上下弦の日、三敗日、八日敗日、十六日と日、
かあ。
三敗日、君上所用之日、故臣民不用、三日、
あ。八日敗日は八か敗日、音相同いあ。か
あ、行しない日となつたのであ。これ等の
日、五行説にかか、木、火、土、金、水、
可なり。

[illegible][illegible]

十月 午日	二十日	十一月 冬至	十二月 冬至
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金	孫石金	孫石金
孫石金	孫石金</		

書名 朝鮮社会 (46)

原稿番号：# 668-686

号数： 9本

字詰： 字× 行× 段 ()

改丁指定：

文撰氏名： (箱 分) 月 日

植字氏名： (頁^{ヘミ} ^{ダシ} ^ナ) 月 日

担当

P.

27

橋ように
 沢山の
 節は太
 きけゝき
 。
 初葉暗
 花著
 郭絳の
 年々行
 且には
 次々あ
 す

正	19	元	6
---	----	---	---

[illegible]

上子日

○ 上 雲口
外 立し 多し 日

上	
4P	
17	

上辰日
龍印可

五
巴
也

正春子

[illegible]

二月一日 人老の日、大掃除の日

○	六	日	虎占在行	○
---	---	---	------	---

九月
物方盛
日乙未
龍樹日乙未

左官工の日は、
楓の樹液を常用す。

○ 上 下 日 主 廟 松 典

二十日 年占五符

清明日
 客中
 音頭
 欠
 係
 行
 水
 无
 日
 也
 宋
 家
 系

實食
第廿六日

P.

鈴 木 榮 太 郎 用 箋

668

三月	三日	梓	鯉
四月	八日	苗代初め、梓の水を飲む	鯉の池上
五月	五日		
六月	三日	三休	
七月	七日		
八月	十日	文廟祭	
	十五日		

九月	九日	二日	清文制定記念日
十月	三日	用天日	
十一月	九日	昔	
十二月	一日	歳時(昔宮東の成徳を上げし日)	
	臘日		
	大晦日		
以上の外の日を不し、別に月を不し、 其の年甲子よりし。其の以月治中数日に至			

152

の事印行しとある。右の成~~大~~印あるかこ
新ししくおとれを印はる。か。係~~い~~か余
たす~~行~~の事印はる。い。

153

字源回く。

朔——ついたらち、

こよみ、古、天子か歳末に諸侯に頒ちしむる

ふ来り十二月のこよみ、一、~~轉~~いづ天子の政令

「春秋」(896)

正朔——正は年の始、朔は月の始、~~よつて~~曆

~~秋~~の義とす。一説正月元日の義。禮大傳改

正朔易服色、〇王者華季すれは仲夏を

改む、其その行なく處ゐは其統治の及ぶ

所なり。是は歴代よりこれを奉ずる朝といふ

[illegible]

中国の歳時記

中国

正月の歳時記
立春の歳時記
雨水の歳時記
驚蟄の歳時記
清明の歳時記
穀雨の歳時記
立夏の歳時記
芒種の歳時記
夏至の歳時記
小暑の歳時記
立秋の歳時記
処暑の歳時記
白露の歳時記
秋分の歳時記
寒露の歳時記
霜降の歳時記
立冬の歳時記
小雪の歳時記
大雪の歳時記
冬至の歳時記
小寒の歳時記
大寒の歳時記

一、歳時記の巻
二、歳時記の巻
三、歳時記の巻
四、歳時記の巻
五、歳時記の巻
六、歳時記の巻
七、歳時記の巻
八、歳時記の巻
九、歳時記の巻
十、歳時記の巻
十一、歳時記の巻
十二、歳時記の巻
十三、歳時記の巻
十四、歳時記の巻
十五、歳時記の巻
十六、歳時記の巻
十七、歳時記の巻
十八、歳時記の巻
十九、歳時記の巻
二十、歳時記の巻

金丸猪鬃
満洲の歳時記

144

一、行

左郡の年中行事

紀元前

荆楚の歳時記

正月 一日 三元旦之日 爆竹

棕柏酒、桃酒、屠蘇、酒膠、牙

錫、五辛盤、敷於散、却鬼丸

畫鶏、葶苈、秋符

七日為人日 七種菜 珍高

立春 宜表二字

五日 豆粥 紫菜 卜占

未日 井則を照す。

元日 冬至 晦日 芒種 晴雨 霜降 水雪 世果

哺乳飲食

秋夕節

七月十五日 盂蘭盆會 諸佛
 八月十四日 天月火
 九月九日 四民立籍 野郎酒
 十月朔日 奉養日
 十一月八日 臘日 竈神を祭る。
 十二月 歳暮 氏親王親

籍名江田 胸外 平江のこにあり。

浴佛の日

以夜節

春分 戎久草
 社日
 寒食禁火 谷を煮て食ふ 一日五日 大夏粥
 五月五日 國語 由緒
 三月三日 流玉曲水 龍名料
 四月 十穀穀
 五月五日 國百草之戲 採艾
 六月 伏日 湯餅
 七月七日 婦人

2下

春

歲華紀麗慶

ニヤ、一節日

正月 元日

爆竹鑽楸

進唐舞

畫鶴

人日

竹葉酒 梅花粧

上元

神燈佛火

晦日

二月 驚蟄之日

桃奴華

中和節

朔日良時

八日

釋氏下生之日 加天成道之時

社日

三月 上巳

杯流曲水

被袂臨水

秋

夏

四月 八日

浴知如

五月 端午

一掃艾節及浴蘭

(宗庭的)

熟

旱

雲

瑞雲

風

風

災

占風

雨

六月 伏日

七月 七月

鵲橋已成

織女將渡

玉露初下

中元

秋氏蘭盆盛於此日

露

瑞露

霜

霜災

月

158

終焉

冬

瑞月	終焉
八月	上丁之日
上戌之辰	初奠于國學
九月	重陽
重九	登高
重陽佳辰	九日芙蓉月
白衣酒	佩萸萸
綠酒	菊杯
十月	立冬
立冬而水始成冰	小雪而虹藏不見
寒	
十一月	冬至
雪	冰
藏冰	用水

十二月 日

臘 祖日為戌臘日為亥 國治攝 務窮

食 穀有功

僕隸

歲華紀麗 以荊楚歲事記 後を引用す

稿者江田外に(流頭なし) 秋夕なし

記入あり

159

